

障害者の自立生活の展開と労働
—— 傷痍軍人から社会起業まで ——

目 次

序 章 研究の対象と方法	1
第1章 日本における障害者福祉の形成	7
1. 明治から昭和初期の障害者施策について	7
2. 厚生省創設と社会保障施策の概要	9
3. 身体障害者福祉法の制定とその成立過程について	20
4. 身体障害者雇用促進法の制定とその成立過程について	23
第2章 脱施設化への営み	
—「青い芝の会」の運動を中心にして—	29
1. 脱施設化への流れ	29
2. 「青い芝の会」の運動とその思想	31
(1) 1970年代以前の「青い芝の会」の動き	32
(2) 1970年代以降の「青い芝の会」の動き	36
3. 「青い芝の会」の思想 横塚晃一の思想を中心にして	41
4. 「大阪青い芝の会」の行動と特徴	44
5. 「青い芝の会」の評価と残された課題	48
第3章 障害者自立生活センターの位置づけと課題	54
1. 自立について	54
2. 障害者の自立生活理念の意義と課題	57
3. 障害者自立生活センターの誕生と展開	60
(1) アメリカの動き	60
(2) 日本の動き	63
4. 障害者自立生活センターの活動と役割について	
—特定非営利活動法人 茨木市障害者生活支援センター	
「すてっぷ21」を中心として—	66
5. 障害者自立生活センターで働くということ	75
6. 障害者自立生活センターの意義と課題	77

第4章 障害者の就労 スワンベーカーリーの挑戦と限界	
—スワンベーカーリー茨木店の取り組み—	83
1. 障害者が働くということ	83
2. 一般雇用について	98
(1) 民間企業及び行政機関の雇用について 日本の場合	98
(2) アメリカの場合	118
3. 福祉的就労について	124
4. スワンベーカーリーの挑戦	131
(1) スワンベーカーリーの成立と意図	131
(2) 知的障害者通所授産施設（現就労継続支援施設B型） 「あゆむ」（スワンベーカーリー茨木店）の取り組み	133
(3) スワンベーカーリーの評価と課題	144
5. 障害者自立支援法（現障害者総合支援法）以降の動きについて	150
第5章 もう1つの働き方—障害者が起業するという—	160
1. 「パラレルキャリア」「複業」 「ソーシャル・アントレプレナーシップ」について	160
2. 「株式会社居場所」設立までの経緯	164
3. 「株式会社居場所」の取り組み	170
4. 障害者の生存戦略について	187
終章 今後の展望—新しい労働の創造に向けて—	199

序章 研究の対象と方法

本論文のテーマは、「障害者の自立生活の展開と労働—傷痍軍人から社会起業まで—」である。桃山学院大学大学院での博士論文「障害者の新しい自立生活の展開」を大幅に加筆修正し、新たな章として第5章「もう1つの働き方—障害者が起業するという—」を加えたものである。本論文では、障害者が「働く」ということを中心に据えて議論を展開させていきたい。「働く」ということを通して戦前・戦後の障害者福祉史を概観できるようになっている。そしてこれらのテーマは、脳性マヒの障害をもつ筆者がこれまでの人生で体験したこと、関わっていることと深いつながりがある。

さて、これまで障害者は、目に見える形であるいは目に見えない形で「保護すべき者」として教育や就労などにおいて、「社会の役に立たない」存在として、様々な形で差別を受けてきた。障害者は社会によって作られる¹⁾。障害者は障害者であるために、あるいは障害をもっているために似たような状況におかれ、共通した体験をする。そしてそれは否定的なものである。労働能力があるにもかかわらず、障害者だからできるはずがないと決めつけられたために就職できない。入試で合格点を取っても設備がないから入学は不可能だとして入学を不許可にされたりする。また階段しかないため、周りの人たちの手を借りなければ上がれない。結局、社会のなかに行き場所がないから在宅、または社会福祉施設に入所・通所するしかない。これらは障害者であるために被る体験である。

障害者は、「保護すべき者」「社会の役に立たない者」とされてきたが、そのなかで重要な役割を果たしてきたのは、措置制度である。措置制度とは、社会

福祉のサービス対象者に対して、「措置」とよばれる行政機関の行政行為（措置権）に基づいてサービスを提供するしくみのことで、障害者施設や特別養護老人ホームなどの入所にあたって、措置権の行使を通じて、受給資格の有無の認定と給付されるサービス内容の決定が行われるものである。わが国の福祉サービスは第二次世界大戦以降、約50年間にわたり措置制度によって行われてきた。利用者にサービスを選択する権利は、自由に与えられてはいなかった。措置制度のなかでそのサービス決定を担ってきたのは、専門家と言われる人々である。中西正司は、「専門家とは、当事者に代わって、当事者よりも本人の状態や利益について、より適切な判断を下すことができると考えられている第三者のことである」と定義している²⁾。そのために専門家には、一般の人が持てない権威や資格が与えられている。専門家が当事者本人に代わって判断することをパターンリズムというが、障害者の世界では、この専門家主義の影響は大変強かった。非障害者である専門家が「障害」を定義し、等級をつけ、非障害者に近づけるようにリハビリや治療方針を立て、専門家が適切と考えるライフスタイルをおしつけて施設収容を促進してきた歴史がある。このような歴史に至る障害者福祉の形成過程を概観したのが、第1章の「日本における障害者福祉の形成」である。

ところで障害者福祉は、長い間、施設中心で行われてきた。施設は障害当事者のためにつくられたものではない。障害を持つ子どもの親亡き後の心配や介護の解放を望む親から、施設入所こそ障害者が安全で管理が容易という行政の理由などにより、施設中心の福祉施策がなされてきた。障害を持った人々を地域から施設に隔離することによって、社会の人々や企業の無理解や障害者に対するネガティブなイメージを助長させることにもつながった。一方、施設に送り込まれた障害者を待っていたのは、規則づくめの生活と、異性介護をはじめとする施設職員による絶え間ない辱め、無気力感と低い自己評価に悩まされる希望のない一生である。このような施設中心の施策のあり方に疑問を抱き、反発したのは、障害者自身であった。1950～60年代にノーマライゼーションが北欧で提唱されていた同じ時期、偶然にも日本でも施設での入所生活を嫌い、自立生活を始めたのが、障害者解放運動の1つ「青い芝の会」の障害者たちで

あった。

現在、ノーマライゼーション、脱施設化という考え方は、社会福祉の専門領域だけではなく、社会的にも受け入れられ、様々な分野に応用されている。障害者福祉の施設中心の施策から地域生活中心の施策への転換は、1981(昭和56)年の国際障害者年を契機として、デンマークやノルウェーなどの北欧の福祉先進国あるいはアメリカにおける動きが紹介され、それに刺激を受けたものと一緒に一般的には、受け止められている。確かに、福祉政策の転換がこれらの影響を受けていることは否定できないであろう。実際に国際障害者年に境に「施設から在宅へと」福祉政策が変化しているのは間違いがない。第2章では、この点を踏まえながら、わが国で脱施設化、ノーマライゼーションが障害当事者自身によって推進されていたことを障害者解放運動に大きな影響を残した「青い芝の会」の障害者たちを中心に述べていきたい。

「青い芝の会」といえば、川崎駅前でのバス占拠闘争や障害児殺し減刑反対運動に代表されるようなネガティブな行動によって、社会的に様々な反響を巻き起こしたが、この行動の背景には、茨城県石岡市の願成寺で試みられた「マハラバ村コロニー」の存在がある。「青い芝の会」の活動は、その寺の住職であった大仏おざらぎあきら空の思想の影響をかなり受けている。それはどのようなものであったのか、大仏の思想から検討していきたい。また障害者は、社会から差別されるのみならず、障害者自身も障害を外面では克服できたとしても、どこかで「自分自身の存在を疎ましい者」という感情を内包している。このような考えに警鐘を鳴らし、世の障害者たちに内なる変革を促し、大きな影響を与えたのも「青い芝の会」であった。「青い芝の会」の代表を務め、大仏空の薫陶を受けた横塚晃一の思想をみていきたい。

障害者解放運動のもう1つの流れは、アメリカから入ってきた「自立生活思想」である。「自立生活思想」は、従来の「身辺自立」や「職業経済的自立」にとらわれない「障害者らしい生き方」をもたらした。その一例として障害者自立生活センターをあげることができる。障害者自立生活センターは2つの側面を持つ。1つはサービス等を利用し、自分自身の自立生活を営むために障害者自立生活センターに関わる障害者、もう1つはこれまで就労が不可能とされ